

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症が長期化し、さまざまな困難に直面したかたが生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯などに対して1世帯当たり10万円を給付します。



対象者		給付方法
住民税非課税世帯	基準日(令和3年12月10日)に、世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯	申請不要。 対象世帯に確認書(2月24日(木)に発送予定)を郵送。詳細は、確認書に同封の案内チラシをご覧ください。
家計急変世帯	コロナの影響を受けて家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情が認められる世帯(令和3年1月~4年9月の任意の1カ月の収入で経済状態を推定)	申請が必要。 9月30日(金)までに申請書などを記入の上、郵送で申請してください。申請書は2月25日(金)以降に、市役所福祉政策課、各公民館、コミュニティセンター宮浦会館、新池交流館ふらっと、東部市民センター、渋川福祉センター、スカイワードあさひ、多世代交流館いきいきで配布。ホームページ(上記二次元コードからアクセス)からもダウンロード可

※給付は、3月中旬から順次開始予定

申請・問い合わせ先

中央公民館内臨時特別給付金事務センター(〒488-0803 東大道町山の内2410-2)
☎53-2021 (土・日曜、祝日を除く午前9時~午後5時)

皆さんの
活動を応援
します

市民活動支援センターをご利用ください

市民活動支援センターでは、ボランティア紹介やNPO相談などを行っています。また、市内で活動している市民活動団体、講座、助成金など市民活動に関する情報を発信しています。市民活動・ボランティアを既にしているかた、これから始めようと思っているかたなど、興味があるかたはお気軽にお越しください。



登録できる団体

次の要件を全て満たす団体

- 5人以上で構成されている
- 市内で公益的で非営利な活動をしている
- 選挙、政治、宗教を目的としていない

対象となる市民活動

子どもの健全育成、まちづくり、保健・医療・福祉、環境保全など20分野



会議室などの利用時間

市民サロン / 午前9時~午後10時

※どなたでも利用できます。ただし、事務室開設時間以外
は登録団体のみで、要予約

ボランティア室・集会室(各定員20人) / 午前9時~午後10時

※登録団体のみ利用可。要予約



登録団体への支援

- 会議・打ち合わせスペース(無料)の利用
- 資料作成用のコピー機・印刷機(有料)の利用
- 物品の貸し出し
- 市ホームページ・広報おわりあさひなどで活動情報を発信 など

登録・問い合わせ先 / 渋川福祉センター内市民活動支援センター ☎51-2878
(土・日曜日、祝・休日を除く午前9時~午後5時)

